

# 「第418回 判例・事例研究会」

テーマ：ツイッターでの「いいね」の押下行為と名誉感情侵害

日 時	令和6年9月18日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

## 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 損害賠償請求上告事件 事 件 番 号 令和5年(オ)第176号、 令和5年(受)第220号 決 定 最高裁判所第一小法廷 棄却、不受理
<b>事件の概要</b>	本件は、X（原告、控訴人、被上告人）が訴外Aから受けた性的暴行の被害に関連して、自由民主党所属の衆議院議員であるY（被告、被控訴人、上告人）がXやXの擁護者を中傷する複数のツイートに「いいね」を押したところ、XがYによる本件各押下行為は自身の名誉感情を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づき、損害賠償金220万円及び遅延損害金の支払を求めた事案。
<b>第一審</b> 東京地判令 4・3・25	「ブックマークや備忘の目的で『いいね』が用いられることもある」が、「特段の保留もなく『いいね』が用いられれば、それは対象ツイートに関する何らかの好意的・肯定的な感情を示すために行われたものであることが多く、これを目にする者もそのようなものと受け止めることが多い」。「本件各押下行為についても、Yが当時自己のアカウント上に『いいね』はブックマークのために押すこともあるなどと記載していたといった事情も認められない以上

	<p>は、Y の実際の意図ないし目的にかかわらず、Y が本件対象ツイートに関する好意的・肯定的な感情を示したものと一般に受け止められるものであると認めるのが相当である」。</p> <p>もつとも、「仮に好意的・肯定的な感情を示すために『いいね』が用いられたとしても」、「それ自体からは感情の対象や程度を特定することができず、（『いいね』の押下行為は）非常に抽象的、多義的な表現行為にとどまる」。「そうすると、『いいね』を押す行為は、原則として、社会通念上許される限度を超える違法な行為と評価することはできないというべきであって、これが違法と評価される余地が生ずるのは、これによって示される好意的・肯定的な感情の対象及び程度を特定することができ、当該行為それ自体が特定の者に対する侮辱行為と評価することができるか、当該行為が特定の者に対する加害の意図をもって執拗に繰り返されるといった特段の事情がある場合に限られるというべきである」。しかし、本件ではそうした特段の事情はない。</p>
<p><b>控訴審</b></p> <p>東京高判令 4・10・20 (判タ 1511 号 138 頁)</p>	<p>「人の名誉感情を侵害する行為は、それが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、その人の人格的利益を侵害するものとして不法行為が成立する」。</p> <p>「『いいね』を押す行為は、その行為をした者の実際の意図ないしは目的はともかく、その行為をした者が当該対象ツイートに関して好意的・肯定的な感情を示したものと一般的に理解されている」としても、「<u>対象ツイートのどの部分に好意的・肯定的な評価をしているかが当然に明確になるというものではない</u>」。「また、『いいね』を押すことは、<u>ブックマークとして使用する場合がありますなど、対象ツイートに対する好意的・肯定的な 評価をするため以外の目的で使用することがあることも認められる</u>」。「そうすると、<u>当該『いいね』を押す行為が、対象ツイートに対して好意的・肯定的な感情を示したものと認めることができるか否か、そのように認めることができるとしても、具体的にどの部分に好意的・肯定的な感情を示したものと認めることができるかを判断するためには、対象ツイートの記載内容等から、『いいね』を押すことによって対象ツイートのどの部分に好意的・肯定的な評価をしていると理解することができるかを検討する必要があるし、また、『いいね』を押し</u></p>

	<p><u>た者と対象ツイートで取上げられた者との関係や『いいね』が押されるまでの経緯も検討する必要がある」。</u></p> <p>「本件対象ツイートは、いずれも、XやXを擁護するツイートをした『C』を揶揄、中傷し、あるいはXらの人格を貶めるものである」こと、Yは「Xを非難する発言や投稿を繰り返していたところ」、Yによるツイート「を契機に本件対象ツイートがされるや、『いいね』を押した」こと、「Yは、本件対象ツイートのほかにも、Xや『C』を批判、中傷するする〔原文ママ〕多数のツイートについて『いいね』を押している一方で、Yに批判的なツイートについては『いいね』を押していなかった」ことに照らせば、「本件各押下行為は、Xや『C』を侮辱する内容の本件対象ツイートに好意的・肯定的な感情を示すために行われたものであることが優に認められる。同時に、Xに対する揶揄や批判等を繰り返してきたYがXらを侮辱する内容の本件対象ツイートに賛意を示すことは、Xの名誉感情を侵害するものと認められることができる」。</p> <p>「本件各押下行為は、合計25回と多数回に及んでいる」ことに加え、「Yは、本件各押下行為をするまでもXに対する揶揄や批判等を繰り返していたことなどに照らせば、Yは、単なる故意にとどまらず、Xの名誉感情を害する意図をもって、本件各押下行為を行ったものと認められる」。</p> <p>「さらに、本件各押下行為は、約11万人ものフォロワーを擁するYのツイッターで行われたものである上」、「Yは国会議員であり。〔原文ママ〕その発言等には一般人とは容易に比較し得ない影響力がある」。「これらの事情に照らすと、本件各押下行為は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められることができるから、Xの名誉感情を違法に侵害するものとして、Xに対する不法行為を構成する」。</p>
<p><b>判例の解説</b></p>	<p><b>【「いいね」を押した目的の認定方法】</b></p> <p>地裁判決及び高裁判決が共通して指摘する通り、「いいね」は多様な目的で用いられている。しかし、ある人が「いいね」を押した目的の認定方法について、両判決は判断を異にする。地裁判決は「いいね」を備忘目的で用いることもある旨の宣明といった特段の留保があるか否かという形式的な要素を重視したように読めるのに対して、高裁判決は「いいね」を押した者と対象ツイートで</p>

取り上げられた者との関係や、「いいね」が押されるまでの経緯といった実質的な要素を重視したように読める。

この点について簡単に私見を述べておくと、筆者は高裁判決の判断枠組みが適当であると考えます。それは、形式的側面を強調し過ぎると、「いいね」は常に備忘目的である旨の宣明をしておけば、実際には特定の者に対する加害の意図が第三者には感じられたとしても、「いいね」の押下行為に関する法的責任を負うことはないとの解釈に繋がってしまう危険性があるように思われるからである。（中略）

あくまでも高裁判決は、「いいね」が多数回押されていた、YはXを繰り返し誹謗中傷していた、Yの発言等には一般人とは比べ物にならない程の影響力があつたという事案における判断である。そのため、他人を誹謗中傷するツイートに「いいね」を押すことで広く損害賠償責任が認められるとしているわけではないように思われる点には留意しておく必要がある。

(公財)世界人権問題研究センター

専任研究員 上本翔大

TKC ローライブラリー 2024年9月6日掲載

新・判例解説 Watch◆憲法 No. 237

文献番号 z18817009-00-012372503 より抜粋